

## 第 621 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 00 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
		6	大塚 和行	7	渡邊 和巳		
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰		
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

4	白井 和子	5	稲村 耕一	8	白井 和子	12	安田 和永
---	-------	---	-------	---	-------	----	-------

5 事務局職員（3 人）

局長 棟方 雅典	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎	
----------	----------	----------	--

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について



第 621 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 621 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。まず開会に先立ちまして、前回総会の懸案事項がございましたので、樋口から回答いたします。</p>
事務局（樋口）	<p>前回の総会でご質問のあった富津市金谷の通路用地と 5 条の住宅用地について、住宅建築に接道が必要であれば、通路から許可を取って住宅の方という流れになるのでは、というご質問です。</p> <p>都市政策課に確認したところ、現地は都市計画法の範囲外であつて、住宅の接道要件がないため、農地転用しなくても住宅建築は可能であるとのことです。農地法 4 条 5 条について、それぞれ考えるのか農業事務所確認したところ、それぞれ単独の申請とするとのことです。よろしく申し上げます。</p>
局長	<p>それでは、本日の出席状況でございますが、4 番川口委員、5 番稲村委員、8 番白井委員、12 番安田委員の 4 名が欠席となっております、委員 14 名中 10 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。（報告事項）5 月 29 日に文京シビックホールにおいて全国農業委員会会長会議が開催され、君津郡市からはそ</p>

	<p>それぞれの会長4名が参加。内容については農業基本法改正法案が参議院を通過したことについて。この改正は来年1月に施行。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第621回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>11番 森田委員、13番 小柴委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第1号】</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第1号1番について、申請地を5月31日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>県立天羽高等学校より南の方向500m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが県外に居住し、農地の管理をすることも不可能な状況でした。</p> <p>隣接地主の権利者に、売却の申出をしたところ承諾が得られ売買による所有権移転の申請を行うものです。</p>

議長	<p>営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、将来にわたって本申請地を管理することが不可能なことから、隣接する権利者に売却の申し入れを行ったところ、自作地にも隣接し自宅から徒歩での通作も可能な立地条件であったことから受諾し、申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地合計 182 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積、10,631 m<sup>2</sup>、農作業歴 20 年、従農数 1 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番から 5 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、6 番大塚委員をお願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第 1 号 2 番から 5 番について、申請地を 5 月 31 日に確認しましたので説明いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天羽中学校より南の方向300m付近の土地改良事業が施工された水田が広がる一画に所在する農地です。</p> <p>登記地目は4件とも畑ですが、現況は田で水稻の栽培が行われ、隣地との境界を示す畦畔は無く一体的に利用されております。</p> <p>何れの義務者も相続で取得しましたが、耕作ができず権利者をお願いしておりました。</p> <p>今後の管理を考えると、権利者へ所有権移転を行うことが良いと判断し、贈与による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>2番から5番について、大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>いずれの義務者も、耕作手段が無く実家で農業を営む権利者に耕作を依頼しておりました。</p> <p>将来の管理を考えると、今まで管理をお願いしてきた権利者へ譲り渡すことが適当であり、権利者も受諾したことから本申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地合計で4筆803㎡、権利者の耕作面積10,045㎡、農作業歴43年、従農数4名であります。</p> <p>農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>

議長	<p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号1番から5番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、現地調査及び説明を、4番 川口委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第2号1番から5番についてご説明いたします。申請地について川口委員より6月4日付で確認していただいております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR竹岡駅よりそれぞれ北東の方向約200m～250mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、いずれも農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、パネル設置面積や遮光率などにおいて条件に合致したことから、賃借権設定を伴う転用申請をするものです。</p>

<p>議長</p>	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも申請地からおおむね300メートル以内に鉄道駅の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
-----------	---

議長	<p>次に、議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号6番について、担当委員現地調査及び説明を、4番 川口委員が担当でございますが本日欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第2号6番について説明いたします。申請地について川口委員より6月4日付で確認していただいております。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡インターチェンジより南東の方向約1.6kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、太陽光発電施設に適した日照を得られ、防災の観点から見て平坦で安全性の高い土地であり、取得費用も安価で安定した事業収入が見込めることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>
議長	

<p>議長</p>	<p>か。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号7番について、担当委員現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
<p>鈴木伸江委員</p>	<p>議案第2号7番について申請地を6月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北東の方向約1 kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、実家で母親と同居していますが、老朽化し、陽当たりなども悪いことから、申請地にて居宅を新築するため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水はかずさ水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに既存排水路に排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満</p>

議長	<p>たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号8番について、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第2号8番について申請地を6月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より北東の方向約1.1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在木更津市のアパートに居住しているが、手狭になりつつあり、今後家族が増えることを考え、面積に過不足がなく、スーパーなどの店舗も近くにあることから、申請地に新しく住宅を建築するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>

	<p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は市営水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに排水路へ放流します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>本案件は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和6年第5次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号6-5-1 利用権の設定等を行う者 ██████████ 対象農地 ██████████ 田 1252 m<sup>2</sup>、転貸を受ける者 ██████████、利用権の種類 貸借権、利用内容 田、期間5年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号6-5-8まで、合計で貸し手4名、借り手1名、筆数</p>

	<p>8筆、面積 14,462 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、5 ページが、利用権の設定を受ける借り手の農業経営の状況でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p>
	<p><b>【専決処分報告について】</b></p>
議長	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長 (棟方)	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。まず、1番、2番、4番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が1,175 m<sup>2</sup>、2番が681 m<sup>2</sup>、4番が325 m<sup>2</sup>です。</p> <p>3番は長屋住宅として使用貸借権を設定するもので、面積は1,401 m<sup>2</sup>です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>

会長	<p>(樋口：①地域計画に関するアンケートを集計中であり、回収率が50%を下回る場合は農業委員及び推進委員の皆様方のご助力をお願いする場合があります。</p> <p>②7月の総会について以前お知らせしたとおり16:00開催の予定。総会後の懇親会の詳しい連絡事項については後日お知らせする。)</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、7月4日木曜日、場所は401会議室、時間は午後4時00分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時00分</p>
----	---